

## 第11回大鰐町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月11日(水) 13時30分～13時45分

2 開催場所 大鰐町役場 議場

3 出席委員 10人

工藤 優一	委員	境 祐二	推進委員
藤田 重孝	委員	山口 努	推進委員
原子 一行	委員	八木橋裕也	推進委員
浅利 力	委員		
長内 幸子	委員		
土岐 工	委員		
高橋 藤人	委員		

4 議事日程

議案第25号	農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
議案第26号	農用地利用集積計画の決定について
議案第27号	耕作放棄地全体調査に伴う農地・非農地の判断について
報告第20号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第21号	使用貸借合意解約書の受理について

5 農業委員会事務局職員

局長 田中 利幸    次長 齋藤 孝嗣    主査 水木 雄士

## 6 会議の概要

齋藤次長 大鰐町農業委員会憲章唱和を行いますので、皆様ご起立下さい。

田中局長 ただいまから、第 11 回大鰐町農業委員会総会を開催致します。  
高橋会長、挨拶の方をお願いします。

会 長 (挨拶)

田中局長 会長ありがとうございました。引続き進行の方をお願いします。

議 長 本日は、委員 15 名中 10 名の出席ですので、総会は成立しております。  
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、私の方から指名いたします。  
4 番の藤田 重孝委員と 5 番の原子 一行委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第 25 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可申請について事務局より説明をお願いします。

水木主査 (P1) 議案第 25 号について説明いたします。  
整理番号 1 番は、森山字中道添の畑 1 筆、500 m<sup>2</sup>を 5 万円で売買する申請です。  
整理番号 2 番は、父所有の農地 7 筆、計 7,391 m<sup>2</sup>を子へ生前一括贈与する申請です。  
(P2) 整理番号 3 番は、長峰駒木沢の畑 1 筆、13,964 m<sup>2</sup>を 10 万円で売買する申請です。  
整理番号 4 番は、三ツ目内字村下大川添の田 1 筆、2,078 m<sup>2</sup>を精米 2 俵で賃貸借する申請です。  
整理番号 5 番は、長峰字駒木沢の畑 1 筆、3,711 m<sup>2</sup>を 20 万円で売買する申請です。  
整理番号 6 番は、居士字沢田の田 1 筆、174 m<sup>2</sup>を 10 万円で売買する申請です。  
いずれも農地法第 3 条の許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 議案第 25 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 25 号は原案のとおり許可することに致します。

続きまして、議案第 26 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

水木主査 こちらは、大鰐町長より、農用地利用集積計画書を定めたい旨の通知がありましたので農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。

(P5) 整理番号 21 番について、苦木字長谷田の田 1 筆、1,993 m<sup>2</sup>を農地中間管理事業により、年間 9,900 円で賃貸借による契約更新の申請です。

(P7) 整理番号 22 番について、唐牛字沼田の田 1 筆、1,239 m<sup>2</sup>を唐牛地区の方同士で売買により所有権移転する申請です。

議 長 議案第 26 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 26 号は原案のとおり許可することに致します。

続きまして、議案第 27 号、耕作放棄地全体調査に伴う農地・非農地の判断について事務局より説明をお願いいたします。

水木主査 (P9) 議案第 27 号について説明いたします。耕作放棄地の全体調査において、非農地と判断された農地に対して、農業委員会の総会において、農地・非農地の判断を求めるものです。9 月に皆さんと現地確認をした箇所の一覧で、実際に現地を確認できない箇所については、航空写真等で判断を致しました。52 筆、計 74,140 m<sup>2</sup>を非農地と判断します。

議 長 議案第 27 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、議案第 27 号は原案のとおり許可することとします。

続きまして、報告第 20 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いいたします。

水木主査 (P12) 報告第 20 号について説明いたします。  
今回の受理は、9 件で田が 24 筆、畑が 22 筆の計 46 筆 82,362 m<sup>2</sup>が相続されることとなりました。

議 長 報告第 20 号について、質問・意見等ありませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第 20 号は原案のとおり受理することに致します。

続きまして、報告第 21 号、使用貸借合意解約書の受理について、事務局より説明をお願いいたします。

水木主査 (P14) 今回の受理は 1 件で、農地法第 3 条で使用貸借をしていた唐牛字沼田の田 1 筆、計 1,239 m<sup>2</sup>の契約を令和 5 年 9 月 5 日付けで合意解約したものです。

議 長 報告第 21 号について、質問・意見等ございませんか。

委 員 異議なし

議 長 異議がないようですので、報告第 21 号は原案のとおり受理することにします。

これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第 11 回総会を閉会致します。